

日 時：平成24年 7月15日（日）13：30～16：00

場 所：国立市公民館（地下ホール）

出席者：（出席者総数：59名）公運審委員：川村弘史、倉田哲也、村上浩、小松健二

第1部 全体会 【議事内容】

- (1) 平成23年度委員部会事業概要報告：全体会1回、研修会3回（いずれも国分寺市立本多公民館にて開催）。
- (2) 平成24年度委員部会運営委員紹介：運営委員10名（東村山市から倉田氏）が紹介された。
- (3) 平成24年度委員部会事業計画説明：全体会1回、研修会3回 の開催を予定。

第2部 研修会 テーマ：『改めて公民館と公民館運営審議会の意義を考える』

～ 西東京市公運審の取り組みを通して ～ 講師：萩原 建次郎氏

（西東京市公運審委員、駒澤大学教授）

【講演内容】 — H20年度の諮問に対する取り組みから学ぶ —

○平成20年1月23日付で西東京公民館長から「公民館における『子育て支援』について」の諮問が出される。

○平成20年3月～9月まで答申起草委員会(6名)を立ち上げ、毎月2回のペースで集中的に調査・審議を行う。

●公民館運営審議会についての社会教育法での規定

・第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

●公民館の設置及び運営に関する基準(平成15年6月6日 文部科学省告示第112号)による規定

- ・第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ・第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

法的
基盤

①答申づくりを通じた公民館の独自性と存在意義の再認識

- ・公民館は多彩な学びと活動を支援し、多様な世代や人々がつながり、学びあい、育ちあう場。
- ・公民館は市民同士が互いにつながり学び合い(相互教育)、互いに支えあい、助け合う(相互支援)関係を育む場。

②公民館の現代的意義

—循環型社会を育む機能への着目—

(循環型社会を育む機能)

関係の分断からくる福祉・医療、
地域防犯・防災等の課題解決にか
かるコスト抑制効果が得られる。

- ・地域防災、防犯ネットワーク形成機能
- ・予防医学的效果と健康維持・生きがい創出機能
- ・育児ストレスの軽減等子育て支援機能
- ・市民の社会参加促進機能 etc

③これからの公民館に求められる課題

- ・公民館の独自性が排他性にならずに、いかに開放的な共生的コミュニティの拠点になりうるか。
- ・公民館活動の過程をいかに一般市民に「見える化」させていくか。

④答申づくりから学ぶ公運審の役割と意義

- ・答申づくりによって、職員も公民館事業のふりかえりとチェックの機会が持て、課題と意義を発見。
- ・公運審は委員同士、職員と委員、職員同士が多様な考えに出会い、学びあい、深め合える学び合いの場。
- ・公運審は公民館活動を多様な市民と共に作り上げていく地域づくりの重要な担い手(機関)。

⑤公民館的機能を支える職員の重要性

- ・自助・共助へと継続的に支援する公助がなくしては、持続可能な社会は生まれない。人と人がつながる機会を仕掛け、多様な社会資源へ橋渡しをする。
- ・日頃から地域という土壌を掘り起こし、種をまき、水をやり、手間ひまかけて人のつながりを継続的にサポートする公民館職員がいてこそ成り立つものである。 ⇒ アウトリーチを積極的に！

(以上)